

大河原ファッションモールの届出概要について(法5条1項 新設)

- 1 届出者 株式会社しまむら
- 2 届出年月日 平成18年2月8日
- 3 店舗の名称 大河原ファッションモール
- 4 店舗設置者 株式会社しまむら
- 5 店舗所在地 柴田郡大河原町広表土地区画整理事業地45街区4
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社しまむら	1,000㎡	ハウスファッション・ホームファニッシングに関する商品
株式会社アイベル	999㎡	ヤングカジュアル衣料と靴の販売
計	1,999㎡	

- 7 大規模小売店舗の新設をする日 平成18年10月9日

- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数	148台(指針による必要台数:82台)
駐輪場の収容台数	58台(指針による参考台数:58台)
荷さばき施設の面積	152.80㎡
廃棄物保管施設の容量	64.4m ³ (指針による必要容量 22.13m ³)

- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

開店時刻及び閉店時刻	(開店)午前10時 (閉店)午後9時
駐車場の利用時間帯	午前9時45分から午後9時15分まで
駐車場の出入口の数	4箇所
荷さばき実施時間帯	午前0時から翌午前0時まで

- 10 事務手続き等

- ・公告月日:平成18年2月17日
- ・縦覧期間:公告の日から平成18年6月19日まで(公告の日から4か月間)
- ・地元説明会:平成18年3月31日予定
- ・大規模小売店舗立地専門委員会(1回目):平成18年3月7日
- ・市町村等からの意見書提出期限:平成18年6月19日(公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限:平成18年10月8日(届出の日から8か月以内)